

社会保険しずおか



駿府城 坤櫓(ひつじさるやぐら)

Contents

- 従業員が家族を被扶養者にするとき、
被扶養者に異動があったときの手続き 2
- 「ねんきんネット」の初回利用登録は
スマホとマイナンバーカードが便利です! 3
- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、
令和3年8月から令和3年12月までの間に著しく報酬が
下がった場合に、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬
月額の特例改定を行えます 4
- 日本年金機構を装った不審なメール・SMSに
ご注意ください 5
- 令和3年10月より申請書が新様式になります 6
- 被扶養者資格再確認のご協力をお願いします 6
- 出産で会社を休むとき 出産手当金をご申請ください 7
- 「健診結果のわかる本」「ライフステージにおける
社会保険・労働保険」無償配付します!! 8
- 「シニアライフセミナー」開催のご案内 8

いきいきウォーク中止のお知らせ

毎年11月に開催しております「社会保険いきいきウォーク」につきましては、昨年の開催中止を鑑み、本年は開催できるよう準備を進めてまいりましたが、**新型コロナウイルス感染拡大により感染収束の見通しが立たないため、参加者皆様の健康・安全面を最優先に考慮のうえ、本年度も開催を中止**させていただくこととしました。

参加を楽しみにしておられました皆様には大変残念な結果となりましたが、何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。

ホームページリニューアルのお知らせ

8月より、ホームページを全面リニューアルいたしました。
今回のリニューアルでは、パソコンの他にスマートフォンやタブレット端末からも快適にご利用いただけるよう、作成いたしました。

今後とも内容の充実を図るとともに、皆様に対し分かりやすく最新の情報等を発信してまいりますので、何卒よろしくご願いたします。



年金相談はご予約で!!

年金事務所での年金相談は待たずに快適な予約相談をご利用ください。

予約受付専用電話 **[0570-05-4890]** (ナビダイヤル)

従業員が家族を被扶養者にするとき、被扶養者に異動があったときの手続き

新たに全国健康保険協会管掌健康保険（以下「協会けんぽ」という。）の被保険者となった者に被扶養者がいる場合や被扶養者の追加があった場合、被保険者は事業主を経由して「被扶養者（異動）届」を日本年金機構へ提出します。

【協会けんぽ以外の健康保険の被保険者の配偶者を被扶養者にする場合】

協会けんぽ以外の健康保険（健康保険組合など）の被保険者の配偶者が被扶養者の場合は、「国民年金第3号関係者届」のみを日本年金機構に提出してください。また、健康保険については健康保険・厚生年金保険の被保険者のお勤め先に問い合わせてください。

被扶養者の認定

被扶養者に該当する条件は、日本国内に住所（住民票）を有しており、被保険者により主として生計を維持されていること、および次の（1）（2）いずれにも該当した場合です。

- ※1 日本国内に住所を有しない海外在住の方でも特例的に被扶養者として認定される場合があります。
- ※2 日本国内に住所を有する場合であっても、日本国籍を有しておらず、「特定活動（医療目的）」「特定活動（長期観光）」で滞在する方は、被扶養者には該当いたしません。

（1）収入要件

年間収入（※）130万円未満（60歳以上または障害者の場合は、年間収入180万円未満）かつ

- 同居の場合 収入が扶養者（被保険者）の収入の半分未満（*）
- 別居の場合 収入が扶養者（被保険者）からの仕送り額未満

- （※）年間収入とは、過去の収入のことではなく、被扶養者に該当する時点および認定された日以降の年間の見込み収入額のことをいいます。（給与所得等の収入がある場合、月額108,333円以下、雇用保険等の受給者の場合、月額3,611円以下であれば要件を満たします。）また、被扶養者の収入には、雇用保険の失業等給付、公的年金、健康保険の傷病手当金や出産手当金も含まれますので、ご注意ください。雇用保険の待機期間中でも、収入要件を満たしている場合は被扶養者として認定することが可能です。ただし、基本手当（3,612円以上）の支給が始まった場合は、扶養削除の届出が必要となります。
- （*）収入が扶養者（被保険者）の収入の半分以上であっても、扶養者（被保険者）の年間収入を上回らないときで、日本年金機構がその世帯の生計の状況を総合的に勘案して、扶養者（被保険者）がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認めるときは被扶養者となる場合があります。

（2）同一世帯の条件

- ア. 被保険者と同居している必要がない者
配偶者、子および兄弟姉妹、父母・祖父母などの直系尊属
- イ. 被保険者と同居していることが必要な者
上記ア以外の3親等内の親族（伯叔父母、甥姪とその配偶者など）
内縁関係の配偶者の父母および子（当該配偶者の死後、引き続き同居する場合を含む）

（3）夫婦ともに収入がある場合における被扶養者の認定

重要
POINT!

- ア. 夫婦ともに収入がある場合における被扶養者認定については、被扶養者の人数にかかわらず、年間収入の多い方の被扶養者として認定を行います。なお、申請を行う被保険者の年間収入は、過去の収入、現時点の収入または将来の収入などから今後1年間の収入を見込んだ額を算出してください。
- 一方、届出に記載いただく「配偶者の収入（年収）」欄には、次のとおり配偶者が加入する制度によって年間収入の見込み額を算出してください。

配偶者が被用者保険の被保険者の場合

被保険者と同様、過去の収入、現時点の収入または将来の収入などから今後1年間の収入を見込んだ額を記載してください。

配偶者が国民健康保険の被保険者の場合

直近の年間所得で見込んだ額を年間収入として記載してください。

- イ. 育児休業等の期間で、主として生計を維持していた被保険者が育児休業等を取得したことにより一時的に夫婦の年間収入が逆転した場合等においても、当該休業期間中の被扶養者の異動にかかる手続きは不要です。

「ねんきんネット」の初回利用登録はスマホとマイナンバーカードが便利です！

概要

「ねんきんネット」のご利用登録について、マイナポータル「もっとつながる」の機能により、マイナポータルからも「ねんきんネット」にアクセスできるようになりました。これにより、マイナポータルにログインしていただくと「ねんきんネット」のユーザIDをお持ちでない方でも、マイナポータルから「ねんきんネット」をご利用できます。

【マイナポータルとは】

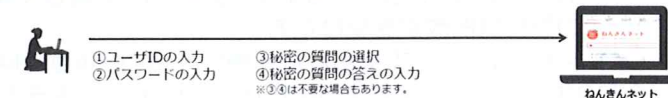
マイナポータルは、政府が運営するオンラインサービスです。子育てや介護をはじめとする、行政手続の検索やオンライン申請がワンストップできたり、行政機関からのお知らせを受け取れたりする、自分専用のサイトです。

【マイナポータルから「ねんきんネット」へのログイン方法】

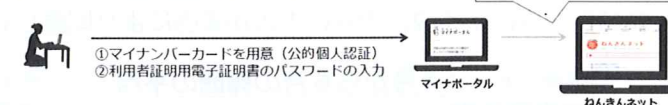
1. マイナンバーカードを利用して、マイナポータルにログインします。
2. マイナポータルの「もっとつながる」画面で「ねんきんネット（日本年金機構）」右側の「つなぐ」ボタンをクリックします。
3. 表示される「ねんきんネット」の利用規約等に同意いただくと、連携手続きが開始されます。
4. 連携手続きが完了すると「もっとつながる」画面の「つながっているウェブサイト」欄に「ねんきんネット（日本年金機構）」が表示されます。
5. 表示された後は、「もっとつながる」画面で「ねんきんネット（日本年金機構）」をクリックするだけで「ねんきんネット」を利用できます。
6. メールアドレスを登録すると利用開始となります。

イメージ図

ユーザIDとパスワードでねんきんネットへログイン



マイナポータルからねんきんネットへログイン



新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、令和3年8月から令和3年12月までの間に著しく報酬が下がった場合に、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額の特例改定を行えます

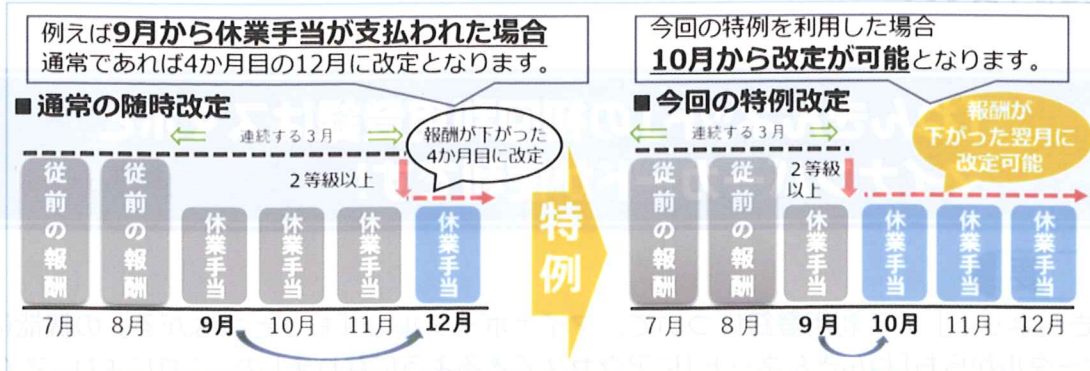
標準報酬月額の特例改定について

令和2年4月から令和3年7月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業により著しく報酬が下がった方について、事業主からの届出により、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、特例により翌月から改定を可能とする措置が講じられているところです。今般、**令和3年8月から令和3年12月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した方や、令和2年6月から令和3年5月までの間に休業により著しく報酬が下がり特例改定を受けている方についても、特例措置が講じられることとなりました。**

(1) 令和3年8月から令和3年12月までの間に新たに休業により著しく報酬が下がった方の特例

次のアからウのすべてに該当する方が対象となります。

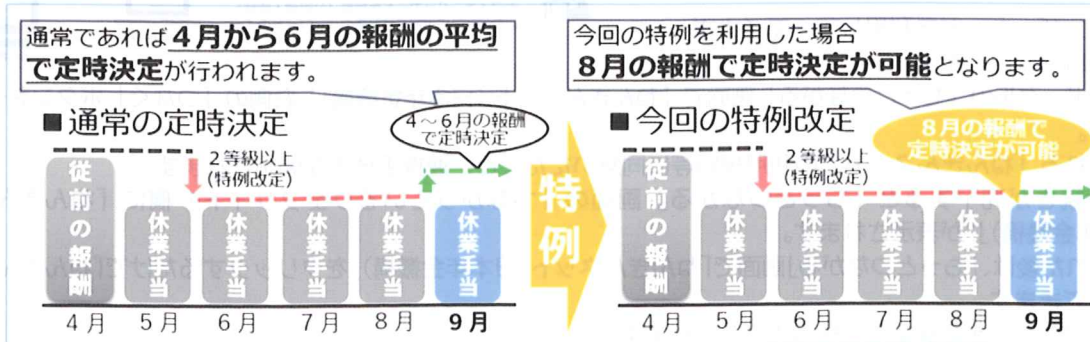
- ア. 新型コロナウイルス感染症の影響による休業があったことにより、令和3年8月から令和3年12月までの間に、著しく報酬が下がった月が生じた方
- イ. 著しく報酬が下がった月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方（固定的賃金の変動がない場合も対象となります。）
- ウ. 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している



(2) 令和2年6月から令和3年5月までの間に休業により著しく報酬が下がり特例改定を受けている方の特例

次のアからエのすべてに該当する方が対象となります。

- ア. 新型コロナウイルス感染症の影響による休業があったことにより、次のいずれかに該当する方
 - (ア) 令和2年6月から令和3年5月までの間に著しく報酬が下がり、令和2年7月から令和3年6月までの間に特例改定を受けた方
 - (イ) 令和2年8月に支払われた報酬にて令和2年度定時決定の保険者算定の特例を受けた方
- イ. 令和3年7月までに休業が回復したことによる、随時改定に該当していない方
- ウ. 令和3年8月に支払われた報酬の総額（1か月分）に該当する標準報酬月額が、令和3年9月の定時決定で決定された標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方
- エ. 本特例改定による改定内容に本人が書面により同意している



※前記（1）、（2）により特例改定を受けた方は、休業が回復した月に受けた報酬の総額を基にした標準報酬月額が、特例改定により決定した標準報酬月額と比較して2等級以上上がった場合、その翌月から標準報酬月額を改定することになりますので、月額変更届の提出が必要です。

日本年金機構を装った不審なメール・SMSにご注意ください

日本年金機構を装い、お客様の個人情報等を盗み出そうとするメール（ショートメッセージサービス（SMS）を含む。以下同じ）や不審なサイトへ誘導しようとするメールが確認されておりますので、ご注意ください。

例1

日本年金機構のロゴマークを使用し、日本年金機構年金払戻管理局、払戻金部門等、日本年金機構に存在しない部署の名前を騙り、年金の残金を振り込む名目で、お客様のお名前、口座番号等の情報を返金させようとするメール

日本年金機構では、メールでお客様の口座番号等をお尋ねすることはありませんので、ご注意ください。

例2

日本年金機構とは全く関係のない不審なサイトに誘導しようとするメール

日本年金機構ではSMSによるお知らせ（携帯電話やスマートフォンの電話番号宛のメッセージの送信）を行っておりません。送信元のメールアドレスを確認してください。日本年金機構からのメールは、送信者アドレスが、『×××@×××.nenkin.go.jp』となっております。日本年金機構から送る「ねんきんネット」に関するメールには電子署名を添付しています。（お客様からの利用申請等を契機に送信するメールや携帯電話向けの電子メールには電子署名は添付されません。

※電子署名とは

電子署名とは、電子メールなどインターネットで取り扱う文書について「作成した人」や「改ざんが行われていないこと」を電子的に確認が出来る仕組みです。紙の文書でいう、印鑑やサインに該当します。紙の文書では、印鑑の押印と印鑑証明で情報の正しさを確認しますが、インターネットで取り扱う電子的な文書においては、印鑑の押印にかわる仕組みが電子署名となります。電子署名は第三者機関によって審査され、認証がされないと付加することができません。

※電子署名付き電子メール

日本年金機構が「ねんきんネット」ご利用様に送信するメールは、セキュリティ向上のため、原則的に送信元メールアドレスに電子署名（S/MINE証明書）を付加しています。この電子署名により、「ねんきんネット」ご利用様が受信された電子メールについて、送信元が日本年金機構であることや、改ざんされていないことを確認していただけます。ただし、下記の電子メールには、電子署名を付加しないで送信します。

- ・ユーザID確認用URL通知
- ・サービス利用停止完了通知
- ・通知書再交付申請受付完了通知

※携帯電話のメールアドレスあての電子メールについては、S/MINEに対応していないため、電子署名を付加しないで送信します。

令和3年10月より申請書が新様式になります

押印を前提とした行政手続きの見直しに伴い、令和3年10月より、協会けんぽの各種申請書が押印不要に対応した様式へ変更となります。

Check ✓

- 今までの様式の申請書は、10月以降も引き続きお使いいただけます。
- 一部申請書※については、今後も押印が必要です。



申請書のダウンロードは協会けんぽ HP から▼



※①任意継続被保険者の保険料に係る預金口座振替依頼書の「金融機関のお届け印」「金融機関の確認印」
②高額療養費支給申請書、限度額適用・標準負担額減額認定申請書、出産育児一時金の「市区町村長の証明印」

被扶養者資格再確認のご協力をお願いします

協会けんぽでは、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。

《確認の対象となる方》

令和3年4月1日において18歳以上の被扶養者（協会管掌健康保険）

《送付時期》

令和3年10月下旬から11月中旬

《提出期限》

令和3年12月20日(月)



《提出書類》

◆解除になる被扶養者がいる場合

- ①被扶養者状況リスト
- ②被扶養者調書兼異動届
- ③解除となる方の保険証



◆解除になる被扶養者がいない場合

①被扶養者状況リスト

次の場合は書類の添付が必要です！

- 被保険者と別居している
仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類
- 海外に在住している（国内に住民票がない）
海外特例要件に該当していることが確認できる書類

《令和2年度の実施効果》

扶養解除者数 約6.8万人
高齢者医療制度への負担軽減額（効果額） 約1億円



被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけでなく、加入者みなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

出産で会社を休むとき 出産手当金をご申請ください

● 出産手当金

被保険者が出産のために仕事を休み、その間の給与を受けられないときの休業保障です。

● 支給対象期間

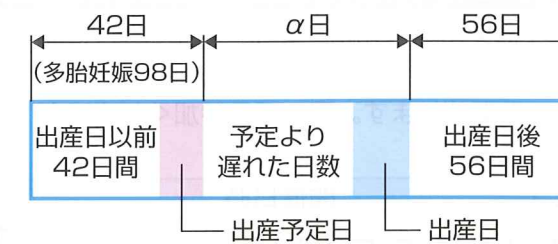
出産日（出産が予定日後のときは出産予定日）以前42日※から出産日後56日目までの範囲内です。
※多胎妊娠の場合には98日

注意！ 未来日の申請はできません。
申請期間を含む給料の締日を過ぎてからご申請ください。

● 出産予定日に産んだ場合または出産予定日より早く産んだ場合



● 出産予定日より遅れて産んだ場合



● 支給金額

$$\text{支給総額} = \left(\frac{\text{直近の1年間の標準報酬月額}}{\text{平均額の30分の1}} \right) \times \frac{2}{3} \times \text{支給日数}$$

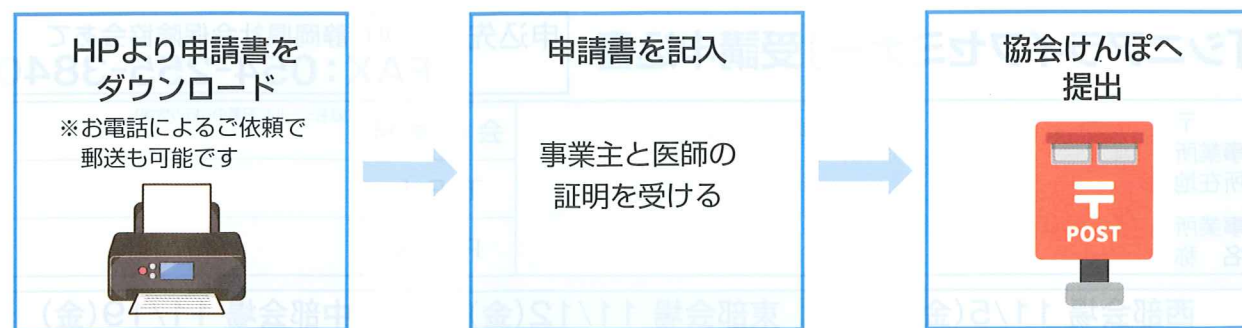
傷病手当金を受給しているときや、事業主から給与（諸手当などを含む）が支給されているときは調整されます。

● 退職などで資格を喪失した後の受給について

こちら3つの要件をすべて満たしている場合のみ、資格喪失後も出産手当金を受給いただけます。

- ①退職日までに、1年以上継続して被保険者であること
- ②退職日に出勤していないこと
- ③出産手当金の支給対象期間中に退職していること

● 申請方法



出産手当金 お問い合わせ先 業務グループ TEL. 054-275-6601

「健診結果のわかる本」 「ライフステージにおける社会保険・労働保険」無償配付します!!

社会保険制度の普及啓発並びに日頃の健康づくり、健康保持増進の一環として、会員の皆様へ7月に「健診結果のわかる本」、9月に「ライフステージにおける社会保険・労働保険」を各1冊ずつ送付させていただきました。

各事業所様において、各冊子の追加配付を希望される場合は、希望冊数をお電話またはFAXにより当協会（Tel 054-255-0217/Fax 054-255-3840）までご連絡ください。

（※本年度の当協会会費納入済事業所様のみ追加希望を承ります。）

なお、数に限りがございますので、冊子がなくなり次第、配付を終了させていただきます。



「シニアライフセミナー」開催のご案内

定年を迎える皆さんに「年金・医療保険」「生きがい」「暮らしと経済」などについての情報を提供し、今からシニアライフの心構えや知識をもつことで、自身のライフプラン設計に役立てていただくためのセミナーを開催します。奮ってご参加ください!!

◇日時・会場

地区	開催日時	会場
西部	11月5日(金) 13:00~16:30	アクトシティ浜松 コンgressセンター 浜松市中区板屋町111-1
東部	11月12日(金) 13:00~16:30	沼津労政会館 沼津市高島本町1-3 (静岡県東部総合庁舎北側)
中部	11月19日(金) 13:00~16:30	静岡労政会館 静岡市葵区黒金町5-1 (静岡県勤労者総合会館)

※駐車場の用意がありませんので、予めご了承ください。

◇内容 年金・医療保険／ライフプランと生きがい／家庭経済プラン

◇受講対象者 近く退職予定の方（ご夫婦での参加をおすすめします）及び労務担当者
※一事業所何名様でもご参加いただけますが、人数によってはご相談させていただく場合もございます。なお、筆記用具・電卓をご持参ください。

◇講師 社会保険労務士、年金ライフプラン専任講師

◇受講料 無料（当日、退職後の生活設計に役立つテキスト、資料を配付します。）

◇お問合せ 一般財団法人 静岡県社会保険協会 TEL:054-255-0217 (8:30~17:00/土日 祝日休)

◇お申込み 下記の「受講申込書」にご記入いただき、FAXにて10月22日(金)までにお申込みください。本年度の当協会会費納入済事業所様のみ、申込みを承ります。

◇定員 各会場とも30名（先着順）※開催日一週間前までに受講者あて「受講票」をお送りします。
・会場内は席と席との間隔を広くとる等、三密対策を施し、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めます。
※新型コロナウイルス感染拡大状況により、急遽開催を中止させていただく場合がございます。
その場合は、ホームページにてお知らせします。

◇共催 一般財団法人 全国社会保険共済会／全国社会保険委員会連合会

「シニアライフセミナー」受講申込書

申込先：（一財）静岡県社会保険協会あて
FAX: 054-255-3840

〒 事業所 所在地 事業所 名称	会員番号 (宛名シールに記載の6桁の数字)
	TEL
	FAX

西部会場 11/5(金)	東部会場 11/12(金)	中部会場 11/19(金)
受講者氏名	受講者氏名	受講者氏名